

毎週火・金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県改良普及員資格試験審査委員規程の一部を改正する規則
- ◇告示 ふそ病検査等の実施
豚コレラ予防注射の実施
保険医療機関等の指定
- ◇公告 林業改良指導員資格試験の実施
- ◇正誤 昭和三十八年九月二十七日付け鳥取県公安委員公告第十二号中訂正

規則

鳥取県改良普及員資格試験審査委員規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十八号

鳥取県改良普及員資格試験審査委員規程の一部を改正する規則

鳥取県改良普及員資格試験審査委員規程（昭和二十八年二月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例」を「鳥取県改良普及員資格試験条例」に改める。

附ノ則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県職員共済制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二十八日	伯仙町	〃
〃	米子市	〃
三十一日	〃	〃
〃	境港市	〃
十一月五日	米子市	〃
〃	西伯町	〃
〃	岸本町	〃
〃	米子市	〃
六日	〃	〃
七日	〃	〃
八日	〃	〃
九日	〃	〃
十一日	〃	〃
十二日	〃	〃
十三日	〃	〃

鳥取県告示第五百四十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防

- 法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。
- 昭和三十八年十月十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
 - 二 実施の区域 県内全域
 - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。
 - 四 実施の期日 昭和三十八年十月十八日から十一月十七日までの期間
 - 五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射
- 鳥取県告示第五百四十一号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭

和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十八年十月十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	開設者氏名	管理者氏名	診療科名	指定の記号番号	指定年月日	採用点数表	備考
小川 歯科医院	東伯郡関金町大字 関金宿一五二一	小川 温夫	同 上	歯科	東園二〇	三八、七、二一		再指定
有限会社 佐々木薬局	鳥取市瓦町二二五	有限会社 佐々木薬局	佐々木源一		取葉七	八、一八		
有限会社 木下薬局	米子市西倉吉町五七	有限会社 木下薬局	木下 貞徳		米葉七	九、一		
島田薬品(株) 米子支店	〃 東倉吉町	島田薬品(株)	祝部 光枝		〃 一四	〃		
有限会社 稲田松太郎薬局	〃 紺屋町一	有限会社 稲田松太郎	稲田松太郎		〃 二一	〃		
有限会社 増谷薬局	〃 明治町一二	有限会社 増谷薬局	増谷 芳郎		〃 二二	〃		
有限会社 ホシ薬局	〃 倉吉市大正町一〇七九	有限会社 ホシ薬局	中原 健		倉葉四	〃		
有限会社 本町薬局	境港市本町一四	有限会社 本町薬局	坪内 宣三		境葉二	〃		
有限会社 対山堂薬局	〃 本町三〇	有限会社 対山堂薬局	足立 郷祐		〃 九	〃		
島田薬品(株)	日野郡日野町黒坂	島田薬品(株)	島田 鉄雄		日葉一	〃		
大山町国民健康保険 直営診療所	西伯郡大山町今在家四七八	大山町	福田 正彦	内科、外科、放射線科	西医七	八、一乙		

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年4月鳥取県条例第11号）第2条本文の規定により、昭和38年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和38年10月15日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

次の(1)から(4)までの一に該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第1号）による専門学校において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定期程（昭和16年文部省令第54号）専門学校卒業程度検定期程（昭和18年文部省令第46号）旧実業学校教員検定に関する規程（大正11年文部省令第4号）若しくは旧中学校、高等女学校教員検定

規程（明治41年文部省令第32号）により林業に関する学科目の検定に合格した者

- (2) 学校教育法による高等学校、旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校、旧実業学校令（明治32年勅令第29号）による実業学校、旧高等女学校令（明治32年勅令第31号）による高等女学校若しくは旧中学校令（明治32年勅令第28号）による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程（昭和26年文部省令第13号）、旧専門学校入学者検定期程（大正13年文部省令第22号）若しくは旧実業学校卒業程度検定期程（大正14年文部省令第30号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、この試験の実施期日までに次の若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が3年以上に達するもの
- イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他

00230

（可）
（物）
（種）
（第3種）
（種）

00231

（可）
（物）
（種）
（第3種）
（種）

れらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

- イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導奨励

- (3) (1)又は(2)に掲げるもののほか、(2)のイ若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が8年以上に達するもの

- (4) (1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等又はそれ以上の学識経験を有すると知事が認めた者

(注) 受験資格(4)により認定を受けようとする者は、出願書類に、受験資格認定申請書（別記第1号様式）を添え、昭和38年11月16日までに知事に提出すること。

2 試験実施方法

- (1) 受験願書の受付期間

昭和38年10月28日から昭和38年11月16日まで（最終日の消印があるものは有効）

(2) 受験願書の受付場所

鳥取市東町 鳥取県農林部林務課

- (3) 試験の日時

昭和38年12月19日 午後1時30分から

昭和38年12月20日 午前9時から

- (4) 試験の場所

鳥取市立川町5丁目 鳥取県林業試験場

- (5) 試験の方法

イ 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行なう。

イ 筆記試験は、学校教育法による大学の卒業程度林業技術及び林業常識について行なう。

ウ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行なう。

3 出願書類

- (1) 受験願書（別記第2号様式）

- (2) 履歴書（別記第3号様式）

- (3) 最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書

00232

(4) 1の(3)又は(4)に該当する者にあつては、1の(2)の7又は4の職務に従事した期間につき、受験資格を有する者であることを証する職歴証明書(別記第4号様式)

(5) 写真(最近6月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で無台紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

4 受験手数料

(1) 受験願書に200円の鳥取県収入証紙をはりつける。

(2) 既納の手数料は、還付しない。

5 合格者の公表

試験実施後1月以内に試験合格者の氏名を公表するとともに合格者に通知する。

6 その他

(1) 試験に關し不正行為があつた場合は、受験を停止し、又は合格を無効とする。

(2) 試験に關する詳細については、鳥取県農林部林務課又はもよりの地方農林振興局林業課に照会のこと。なお、郵便で照会の場合は、返信用切手を同封すること。

こと。

別記第一号様式(日本標準規格B5)

受験資格認定申請書

本籍 現住所

氏(ふりがな) 名 年 月 日生

林業改良指導員資格試験を受験する資格を有する者であることの認定を受けたので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日 右 氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

別記第二号様式(日本標準規格B5)

受験願書

紙付 印刷 収入 本籍 現住所

氏(ふりがな) 名 年 月 日生

林業改良指導員資格試験を受けたので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日 右 氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

00233

別記第三号様式

本籍 履 歴 書 現住所

氏(ふりがな) 名 年 月 日生

卒業年次	学校名及び専攻科目	所 在 地
年 月		
職 歴		
勤務期間	勤務場所	職 名
至 自		業務内容
年 年		
月 月		
賞 罰		

右のとおり相違ありません。

年 月 日 右 氏 名 ㊦

別記第四号様式

職 歴 証 明 書 職 名

氏(ふりがな) 名 年 月 日生

- 一 試験研究に従事した期間及び勤務場所
 - 一 教育に従事した期間及び勤務場所
 - 一 普及指導奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所
- 右相違ないことを証明する。

年 月 日 所属長職名 氏 名 ㊦

正 誤

昭和三十八年九月二十七日付け鳥取県公安委員会告示第十二号中次の箇所に誤りがあったので訂正する。

頁 欄

誤

正

九 一 大字小波九一五番地地先から同町中間五五八番地

大字小波九一五の一番地地先から同町中間一八の二番地

〃 〃 大字久能寺六七二番地地先から同地内三三五番地

大字久能寺六七二の一番地地先から同地内三三五の一番地

〃 〃 大字若桜一、二四四番地地先から同地内八九番地

大字若桜一、二四四の七番地地先から同地内八九の六番地

一〇 二 二〇〇メートル

四〇〇メートル

〃 二、三

四〇キロメートル
(ただし、第一種原動機付
自転車を除く。)

旧市内一円

四〇キロメートル
(ただし、第一種原動機付
自転車を除く。)

〃 一 大字岩井六三二番地地先から同地内三二〇番地

大字岩井二八九番地地先から同地内三四五の二〇番地

一一 一 大篠津町八二番地地先から境港市上道町地内の川北詰

大篠津町一九〇番地地先から境港市上道町一、八二九番地地先

〃 二 二、二五〇メートル

旧市内一円

〃 二 二、七〇〇メートル

旧市内一円

〃 一 同村大字日吉津九〇四番地

同村大字日吉津四〇一番地

〃 二 四〇〇メートル

四五〇メートル

00235

〃 一 大字浦富二、六四六番地

大字浦富一、四二九の一番地

〃 〃 大字大谷三五二番地地先から同地内八二〇番地

大字大谷三五二番地地先から同地内八二二番地

〃 〃 境港市上道町下の川北詰

境港市上道町一、八二九番地地先

〃 二、三 一 三〇キロメートル

旧市内一円 一 三〇キロメートル